

# 鹿 児 島 県 公 報

令和 4 年 7 月 8 日 (金) 第326号の 2



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日 ( 毎 週 火 , 金 )

## 目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

### 規 則

○職員の給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則 (※) (人事課取扱い) 1

## 規 則

職員の給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 7 月 8 日

鹿児島県知事 塩田康一

### 鹿児島県規則第33号

職員の給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則

職員の給料の特別調整額に関する規則 (昭和35年鹿児島県規則第90号) の一部を次のように改正する。

別表第 2 中 「産業政策総括監」を 「産業政策総括監  
観光対策監」に改める。

別表第 3 中 「くらし安全対策監  
観光対策監」を 「くらし安全対策監」に改める。

### 附 則

この規則は、令和 4 年 7 月 11 日から施行する。